

〈「保有個人情報」に該当するとされた例〉

① 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

- ・ 本人が被災した特定発電所工事に係る特定会社に対する是正勧告書の一部開示決定に関する件(20-109)
 - ・ · · · · 一連の書類の中の別の文書と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められるので、全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。
- ・ 特定日在留資格変更許可申請に際して本人が提出した書類等の一部開示決定に関する件(18-47)
 - ・ · · · · 当該文書上には、入国管理局が保管するデータベースとの照合等を行えば個人が識別し得る情報が含まれており · · · ·
- ・ 本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件(17-4)
 - ・ · · · · 諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、開示請求人に関して作成され、かつ、開示請求人の氏名が記載された1枚の人権相談票の一部に記載されているものであることから、同人権相談票に記載されている情報は、開示請求人の個人情報と見るのが自然でありあり、また、統計処理に供される部分も、統計処理前の当該人権相談票に記載された状態では、特定個人が識別できる情報と言うほかない。
したがって、文書⑨の人権相談票のうち、諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、保有個人情報に該当すると認められ、当該部分を本件対象保有個人情報として、改めて開示決定等すべきである。

② 死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあるとされたもの

- ・ 特定日付の相続開始に係る相続税の更正処分の対象となった未分割の相続財産が特定被相続人の財産であったことを裏付ける証拠書類の不開示決定に関する件(18-21)
 - ・ · · · · そもそも相続税に係る税務調査は、税務当局が相続人に課税処分を行うことを目的として被相続人の財産等について調査するものであり、調査対象となる未分割の相続財産は相続人全員の共有財産であると解されることから、当該税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当すると言るべきである。
また、本件調査関係書類の中に審査請求人の氏名等の個人を識別することができる情報が記載されていなくても、処分庁が同人を相続税の更正処分の対象としていることから、同人が本件税務調査の対象となった財産の相続人の一人であることは明らかであり、これを否定すべき特段の事情がない限り、本件対象保有個人情報は、同人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。
- ・ 特定個人の労災補償支給決定に係る資料提出から決定に至るまでの書類の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件(20-221)
 - ・ 本件復命書の記載内容は、休業補償給付等を含む被災労働者の労災保険給付の請求権の行使にかかる情報であると認められるところ、当該請求権が被災労働者の死亡により特定の者に相続されたことが明らかである場合には、当該相続人の労災保険給付の請求権の行使にかかる情報にも該当すると解される。
そこで、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、被災労働者は、本件復命書において、その傷病が業務上の事由によるものと判断されたため、休業補償給付等の支給決定を受けたが、その後、当該傷病が特定の傷病等級に該当する等の判断から、労災保険給付のひとつである傷病補償年金の支給決定を受け、さらに、被災労働者の死亡後、審査請求人が、被災労働者の遺族として、同法11条1項の規定に基づき、傷病補償年金のうち未支給のものを請求し、支給決定を受けたことである。

上記の確認結果を踏まえると、審査請求人は、被災労働者の労災保険給付の一部を自己の名で請求し、支給を受けていると認められることから、被災労働者の労災保険給付の請求権は、その一部が審査請求人に相続されたことが明らかであると認められる。

なお、審査請求人が自己の名で請求した傷病補償年金は、本件復命書において被災労働者が請求した休業補償給付等とは別のものであるが、これらの給付はいずれも、被災労働者の同一の傷病に起因し、当該傷病が業務上の事由によるとの認定を前提に支給されたものであるから、本件復命書は、審査請求人が相続した労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報が記載されているものと言うべきである。

したがって、本件復命書に記載された情報は、被災労働者に関する情報であると同時に、相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。

<「保有個人情報」に該当しないとされた例>

① 同一文書の中で、部分的に個人情報非該当性が認められたもの

- 特定日に本人が特定労働基準監督署に行った申告に関する申告処理台帳等の一部開示決定に関する件(19-113)

当審査会において是正勧告書（控）を確認したところ、是正確認欄は、認印の押印欄及び確認方式欄から構成され、是正の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であると認められるため、是正確認欄に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる。

② 他の情報と照合しても審査請求人を本人とする保有個人情報ではないとされたもの

- 本人に係る災害事故につき特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書の一部開示決定に関する件(20-156)

当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより本件災害を受けた審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

第2 不開示情報に関する判断基準（第14条関係）

法第14条柱書き

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取り扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本法では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、対して開示することに夜利益と開示しない事による利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 不開示情報の類型と構成

- ア 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。
- イ 本法の不開示情報の構成は、基本的に情報公開法の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全に関する情報、公共の安全に関する情報、審議検討中の情報、事務授業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また、情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

（参考）情報公開法の不開示情報との異同

- ア 情報公開法の法目的は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられないという特質を有する。このため、情報公開法においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である行政文書が国民一般に公開されることを前提としている。したがって、開示請求者本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求であっても、開示請求者が誰であるかを確認しないし、本人からの開示請求という事情も斟酌しないこととされている。この点について情報公開法の立案の基礎となった行政改革委員会の「情報公開法制の確立に関する意見」（平成入年）においては、「本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題」と指摘していた。
- イ これに対し本法における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通常では想定する必要はない。このため、本法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、行政機関の長に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報が、同時に、他者の個人情報、法人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開法と整合性を保たせることが必

要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第一号を除き、基本的に情報公開法第五条各号との整合性を保持している。

情報公開法の運用・解釈については情報公開審査会の答申が相当数蓄積されており、本法の運用・解釈についても大いに参考となる。

第3 第14条第1号（開示請求者の生命、健康、等を害するおそれがある情報）

開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的なケースに即して慎重に判断する必要がある。

〈該当するとされた例〉

- ・ 本人に係る小学校児童指導要領の不開示決定に関する件(18-独9)
……異議申立人は、本件の開示請求を通じて、児童aを含む子供2人の所在が分かる情報又は当該所在そのものが判明しないまでも、それにつながる可能性のある情報を得ようとしていることは明らかであるから、ウ)については言うまでもないが、イ)についても、父親の家庭内暴力の原因が分からぬ状況下においては、これを開示することによって、およそ児童aの生命、健康、生活又は財産を害するおそれがないとまでは言い切れず、これらの情報は不開示とすることが相当である。

〈該当しないとされた例〉

- ・ 旧司法試験第二次試験ファイルの一部開示決定に関する件(20-1)
……司法試験は、法曹となろうとする者の必要な学識及びその応用能力の有無の判定を目的とする国家試験であり（司法試験法第1条1項）、同試験の合格者と判定されている以上、本来、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠によるかで、当該合格者が司法修習を経て法曹となつたときの法曹としての資質において優劣が定まるものとは限らず、若年合格者のその後の成長を見込んだ上で合格枠制度の導入であれば、必ずしも制限枠合格者であることで不利益な評価や取扱いがされるものではなく、また、当該合格枠制度による合格者の多くは既に就職を終えていると推測され、転職等をする場合であれば、司法試験の成績よりも、むしろ、それまでの弁護士等としての実績が当然に考慮されると考えられる。

そして、諮問庁の説明は、就職等のために司法試験の成績の提出が求められ、制限枠合格者が採用に際して不利益に扱われているという事実を立証するに十分なものではなく、当審査会としても、そのような実態が一般に生じていると認めることはできない。

以上の点などを総合的に勘案すれば、諮問庁の言う開示請求者が不利益に扱われ、その生活を害されるおそれがある客観的な蓋然性があるとは認められない。

したがって、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠によるかが明らかになるとする合格枠制対象者である合格者の総合得点及び総合順位に関する情報は、法14条1号に該当するとは認められない。

第4 第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(1) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、本マニュアルの第1の1、(2) (イ)と同様に取り扱うものとする。←別添1とは？

また、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」については、本マニュアルの第1の1 (2) (ウ)と同様に取り扱うものとする。

(3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作

物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

2 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(ただし書イ)

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、開示請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通常知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合が想定される。

〈該当するとされた例〉

- ・ 本人が使用者である車両に係る継続検査申請書等の一部開示決定に関する件（1-1）

・ 一般に、委任状に記載された受任者の氏名については、委任者と受任者という関係において、委任者が当然これを知っている又は知り得る情報であると言えることができ、本件においても開示請求者である委任者にとって、委任状で不開示とされた受任者の氏名は、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

・ また、本件継続検査の申請手続は、上記のとおり委任状により委任を受けて行われたものであり、継続検査申請書の申請代理人の氏名も自動車重量税納付書の出頭者の氏名も、委任状に記載された受任者の氏名と同様に、委任者にとっては、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

したがって、委任状の受任者、継続検査申請書の申請代理人及び自動車重量税納付書の出頭者の氏名は、いずれも法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

〈該当しないとされた例〉

- ・ 本人に係る苦情記録票等の一部開示決定に関する件(18-15)
 - ・ ・ ・ ・ 特定保険会社の担当者の氏名は、法人等に関する情報であると同時に、個人に関する情報でもあり、法14条2号の特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、この担当者の氏名は、担当者が商法上の役員等ではなく商業登記簿で公にされておらず、また、本件関係文書にも記載されていないため、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないため、不開示が妥当である。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

〈該当しないとされた例〉

- ・ キャンパス・ハラスメント調査委員会報告書の一部開示決定に関する件(19-独9)
 - ・ ・ ・ ・ 異議申立人は、加害者教員によりハラスメントを受けた結果、体調の不良や経済的損害を被ったとして、法14条2号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張する。

しかし、法14条2号ただし書ロは、保有個人情報を開示しないと「人の生命、健康、生活又は財産を保護」できなくなるおそれがあるなどの事情を考慮するものであって、ハラスメントにより被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではない。

本件においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める特段の事情は見当たらない。

4 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報（ただし書ハ）

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、情報公開法第5条第1号ハにおいて、不開示情報から除外されており、法においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

(1) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応対内容に関する情報などがこれに含まれる。

(2) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内

容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようとする観点から不開示としないこととされているが、法においても、同様に不開示とはしないこととしている。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

〈該当するとされた例〉

- 特定日付で特定労働基準監督署長から通知された本人に係る労災保険不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件(20-95)

・ 別表のⅡ欄のうち、文書2の②から④までに掲げる部分には、審査請求人の傷病の診断根拠等に係る医師の意見が記載されている。

当該部分は、公立病院に所属する医師の意見書の記載内容であり、地方公務員の職務遂行の内容に係る情報であると認められることから、法14条2号ただし書ハに該当する。

〈該当しないとされた例〉

① キャンパス・ハラスメント調査委員会報告書の一部開示決定に関する件(19-独9)

・ 異議申立人は、不開示とされている発言部分については、加害者教員が職務として行った授業やセミナー等において発生した事項等に係るものであり、職務遂行関連行為として開示すべき旨主張する。

・ 調査委員会の聴取に対する加害者とされる教員の発言内容は、大学の授業等教員としての職務に関連して訴えられている内容に対する当該教員からの事実認識等であるとはいっても、教員の発言のうち、不開示とされた異議申立人に対する個人的評価・心情等を吐露した部分は、法14条2号ただし書ハに掲げる「職務の遂行の内容」に係るものとは認められない。

② 特定日に三田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る調査結果復命書の一部開示決定に関する件(20-31)

・ の不開示部分は、意見書を提出した医師又は労災医員※の自署及び印影である。

当該部分については、自署及び印影の固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有していると言うべきであり、上記(1)アにおいて、医師及び労災医員の氏名を開示すべきとしているからといって、これらの自署及び印影を一般に公表する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号の不開示情報に該当し、同条7号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

※ 労災医員は非常勤国家公務員

第5 第14条第3号（法人等に関する情報）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

ア 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、

(1) に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（ただし書）

本号のただし書は、第2号ただし書ロと同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」